

農業法特論Ⅱ (2単位)

担当者氏名 林 正徳

◆学習・教育目標 (到達目標を記載)

農業・農産物に関する主要な制度について、関連法制度の制定の目的、内容の変遷、評価と直面する課題等についての理解を国民経済全体のコンテキストのなかに位置づけて理解するとともに、与えられた文献資料に基づく受け身の学習ではなく、学生による報告と質疑応答・議論を通じて調査・分析と報告作成・発表の方法を学ぶ。これらにより修士課程において自ら選択した専門分野についての研究を深めてゆくための基本的知識を身につけるとともに研究成果を発表するための基本的なノウハウを体得することを到達目標とする。特論Ⅱにおいては、農地、農業団体に関する主要な法制度、農業・食品分野に関する国際的枠組みをとりあげる。

◆取り扱う領域 (キーワードで記載)

農地法	農協法	農業委員会法	GATT/WTO
SPS	TBT	TRIP (GI)	EPA

◆授業の進行等について

	テーマ	内容	授業のねらいまたは準備しておく事項
1	農地法その他土地関係法制度 (第1週～第4週)	・農地関係法制度の変遷、農地改革、農業振興地域の整備に関する法律その他土地関係法制度について学ぶ。	農業・農産物に関する主要な制度について、制定の目的、内容、制定後の変遷、評価と今日の日本農業・食品産業が直面する課題に関する理解を国民経済全体のコンテキストのなかに位置づけて深める。あわせて、学生による報告と質疑応答・議論を通じて調査・分析と報告作成・発表の方法を学ぶ。
2	農業協同組合法その他団体法制度 (第5週～第7週)	・農業協同組合法、農業委員会等に関する法律その他農業団体制度について学ぶ。	法学概論、行政法、経済原論(ミクロ・マクロ経済学)既習程度の予備知識があることが望ましい。
3	農業・食品に関する国際的枠組み (第8週～第14週)	・多国間の枠組みであるGATT/WTO制度、特に農業協定、SPS協定、TBT協定、TRIP協定および地域的枠組みである地域貿易協定(FTA、EPAなど)やAPECなどの構造と機能、さらにこれらと我が国の農業・食品関係制度との相互関係について学ぶ。	
4	まとめ(第15週)		

◆教科書及び資料 (授業前に読んでおくべき本・資料)

書名／著者／発行所 (発行年) ガイドンスの際に指示する。
 / / ()

◆授業をより良く理解するために便利な参考書・資料等

書名／著者／発行所 (発行年) ガイドンスの際に指示する。
 / / ()

◆評価の方法 (レポート・小テスト・試験・課題等のウェイト)

課題に関する報告レポート (55%) に議論への参加・質疑応答の積極性 (45%) を加算して最終評価する。

◆その他受講上の注意事項

日本語によるレポート作成・発表能力および英語文献の読解能力があること。

